

大分県報

令和三年
第二四〇号
九月七日

（火曜日）

目次

告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（三件）	一
大規模小売店舗の廃止の届出	三
遊漁規則の変更認可	三
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正	四
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	四
教育委員会告示	六
技能教育施設の廃止	六
公 告	七
開発行為の完了	七

○告示

大分県告示第五百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年九月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス大分猪野店
大分市大字猪野字猪野原千二百五十一番 外七筆
- 届出者の氏名又は名称及び住所

令和三年九月七日

大分県報（告示）

一

三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳 井 隆 博

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 三菱UFJリース株式会社

代表取締役 白石 正

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

変更後 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳 井 隆 博

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

4 変更の年月日

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和三年四月一日

二 届出年月日

令和三年八月四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年九月七日から令和四年一月七日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年一月七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百四十二号

~~~~~

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年九月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス下郡店

大分市下郡南三丁目二百二十三番地 外二筆

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所

三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳 井 隆 博

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 三菱UFJリース株式会社

代表取締役 白 石 正

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

変更後 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳 井 隆 博

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

- 4 変更の年月日

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和三年四月一日

二 届出年月日

令和三年八月四日

三 関係書類の縦覧

- 1 縦覧期間

令和三年九月七日から令和四年一月七日まで

- 2 縦覧場所

縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課  
その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年一月七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年九月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

宇佐市複合店舗

宇佐市大字辛島二百七十九番地の一 外十三筆

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所

三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳 井 隆 博

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

外一者

- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 三菱UFJリース株式会社

代表取締役 白 石 正

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

外一者

変更後 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳 井 隆 博

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

外一者

4 変更の年月日

令和三年四月一日

二 届出年月日

令和三年八月十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年九月七日から令和四年一月七日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年一月七日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和三年九月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

宇佐市複合店舗

宇佐市大字辛島二百七十九番地の一 外十三筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳 井 隆 博

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

外一者

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前 千五百三十平方メートル

廃止後 四百一平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

令和三年九月一日

二 届出年月日

令和三年八月十八日

大分県告示第五百四十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百七十条第三項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和三年九月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 漁業権者の名称及び住所

大野川漁業協同組合

豊後大野市犬飼町久原六百八十六番地五

二 漁業権の免許番号

内共第三号

三 遊漁規則の変更の内容

変更箇所

変更後

変更前

第六条（禁止区域）  
次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁してはならない。

次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁してはならない。

| 変更後 |     | 変更前 |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 区域  | 期間  | 区域  | 期間  |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

|                                                       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 大野川 大分市丸亀                                             | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 「大野川防災ステーション」から下流二〇〇メートルの地点から同施設から下流二二〇メートルの間の区域      | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 大野川 大分市松岡<br>舟本大橋下流端から下流一五〇メートルと同橋下流端から下流二七〇メートルの間の区域 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和四年四月一日

大分県告示第五百四十六号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備え置いて一般の供覧に供する。

令和三年九月七日

一 大分港の(二)概要の西大分地区の表中

大分県知事 広 瀬 勝 貞

|     |     |               |     |
|-----|-----|---------------|-----|
| 七十六 | 野積場 | 二五四・二五七平方メートル | 附属地 |
|-----|-----|---------------|-----|

|     |     |               |     |
|-----|-----|---------------|-----|
| 七十六 | 野積場 | 二五四・二五七平方メートル | 附属地 |
|-----|-----|---------------|-----|

|     |     |                        |     |
|-----|-----|------------------------|-----|
| 七十七 | 駐車場 | メートル<br>一、一五六・〇〇平方メートル | 附属地 |
|-----|-----|------------------------|-----|

める。

大分県告示第五百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和三年九月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| 指定区域の名称                   | 所在地                | 指定の区分                | 土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類 | 区域の表示  | 法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項 | 備考                               |
|---------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|--------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 山口(B)<br>日田市<br>大字東<br>有田 | 日田市<br>大字東<br>有田   | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 急傾斜地の崩壊              | 別図のとおり | 別図のとおり                                                            | （「別図」は、省略し、日田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。） |
| 追(D)<br>日田市<br>大字三和       | 日田市<br>大字三和        | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 急傾斜地の崩壊              | 別図のとおり | 別図のとおり                                                            |                                  |
| 釜戸<br>日田市<br>大字鶴河内及び大字大肥  | 日田市<br>大字鶴河内及び大字大肥 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 急傾斜地の崩壊              | 別図のとおり | 別図のとおり                                                            |                                  |
| 名本                        | 日田市                | 土砂災害警戒区域             | 急傾斜                  | 別図のとおり | 別図のとおり                                                            |                                  |

に改

|                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |                        |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|------------------------|
| (F) 古田①                          | (E) 古田①                          | ④(D) 諸留町                         | (B) 上村①                          | 夜明関町⑤                            | (B) 平寒水                          | 城町                               | (B) 口の坪                          |                        |
| 河内 日田市<br>大字鶴                    | 河内 日田市<br>大字鶴                    | 有田 日田市<br>大字東                    | 明 日田市<br>大字夜                     | 明 日田市<br>大字夜                     | 河内 日田市<br>大字鶴                    | 豆田 日田市<br>大字北                    | 和 日田市<br>大字三                     | 肥 大字大                  |
| 土砂災害警戒<br>区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 | 土砂災害警戒<br>区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 | 土砂災害警戒<br>区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 | 土砂災害警戒<br>区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 | 土砂災害警戒<br>区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 | 土砂災害警戒<br>区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 | 土砂災害警戒<br>区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 | 土砂災害警戒<br>区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 | 区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 |
| 急傾斜<br>地の崩<br>壊                  | 急傾斜<br>地の崩<br>壊                  | 急傾斜<br>地の崩<br>壊                  | 急傾斜<br>地の崩<br>壊                  | 急傾斜<br>地の崩<br>壊                  | 急傾斜<br>地の崩<br>壊                  | 急傾斜<br>地の崩<br>壊                  | 急傾斜<br>地の崩<br>壊                  | 地の崩<br>壊               |
| 別図の<br>とおり                       | 別図の<br>とおり                       | 別図の<br>とおり                       | 別図の<br>とおり                       | 別図の<br>とおり                       | 別図の<br>とおり                       | 別図の<br>とおり                       | 別図の<br>とおり                       | とおり                    |
| 別図のとおり                           | 別図のとおり                           | 別図のとおり                           | 別図のとおり                           | 別図のとおり                           | 別図のとおり                           | 別図のとおり                           | 別図のとおり                           |                        |

令和三年九月七日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

|  |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |                                  |    |
|--|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----|
|  | 夜明関町②(B)                         | 伏木町                              | (B) 伏木町                          | ②(B) 下河内                         | ②(B) 方司口                         | 足刈②                              | (B) 露木③                          | 鰯②(B)                            |    |
|  | 明 日田市<br>大字夜                     | 月 日田市<br>大字花                     | 月 日田市<br>大字花                     | 河内 日田市<br>大字鶴                    | 肥 日田市<br>大字大                     | 野 日田市<br>大字小                     | 野 日田市<br>大字小                     | 河内 日田市<br>大字鶴                    |    |
|  | 土砂災害警戒<br>区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 | 土砂災害警戒<br>区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 | 土砂災害警戒<br>区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 | 土砂災害警戒<br>区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 | 土砂災害警戒<br>区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 | 土砂災害警戒<br>区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 | 土砂災害警戒<br>区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 | 土砂災害警戒<br>区域及び土砂<br>災害特別警戒<br>区域 | 区域 |
|  | 急傾斜<br>地の崩<br>壊                  | 急傾斜<br>地の崩<br>壊                  | 急傾斜<br>地の崩<br>壊                  | 急傾斜<br>地の崩<br>壊                  | 急傾斜<br>地の崩<br>壊                  | 急傾斜<br>地の崩<br>壊                  | 急傾斜<br>地の崩<br>壊                  | 急傾斜<br>地の崩<br>壊                  |    |
|  | 別図の<br>とおり                       | 別図の<br>とおり                       | 別図の<br>とおり                       | 別図の<br>とおり                       | 別図の<br>とおり                       | 別図の<br>とおり                       | 別図の<br>とおり                       | 別図の<br>とおり                       |    |
|  | 別図のとおり                           | 別図のとおり                           | 別図のとおり                           | 別図のとおり                           | 別図のとおり                           | 別図のとおり                           | 別図のとおり                           | 別図のとおり                           |    |

大分県報(告示)



大分県教育委員会告示第五号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項の規定により、次の技能教育のための施設の設置者から廃止の届出があった。

令和三年九月七日

大分県教育委員会

一 技能教育のための施設の名称及び所在地

マイン高等学院

大分市末広町二丁目十番二十四号

二 廃止年月日

令和三年九月三十日

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和三年九月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

日田市大字西有田字内ノ下千三百五番七ほか八筆

二 開発区域の面積

五千百九十三・〇六平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

日田市内城内町千二百十六番一

株式会社ワイケイティリース

代表取締役 中 島 幸 生

四 完了検査年月日

令和三年八月二十四日

令和三年九月七日

大分県報（教育委告示・公告）